

平成28年度介護保険サービス事業者集団指導次第

日時 平成29年1月20日(金) 9:30~11:30

場所 WEST19 講堂

(札幌市中央区大通西19丁目 5階)

1 開会

2 挨拶(5分)

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長 中田 稔

9:30~9:35

3 説明事項

(1) 実地指導の結果を踏まえた留意事項等について(70分)

担当: 介護保険課事業指導係 担当者

9:35~10:45

(2) 防犯対策について(30分)

講師: 北海道札幌方面北警察署生活安全課生活安全係

警部補 菅原 克彦 巡查長 澤出 卓己

10:45~11:15

(3) 高齢者福祉施設の防火安全対策(15分)

講師: 消防局予防部指導課指導係長 齋藤 貴幸

11:15~11:30

4 閉会

実地指導の結果を踏まえた留意事項等について

本資料において、特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

《実地指導とは》

札幌市における実地指導方針

※札幌市介護保険施設等指導監査要綱（札幌市平成 27 年 4 月改訂）

事業者に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

実地指導の主な内容

※介護保険施設等実地指導マニュアル（厚生労働省平成 22 年 3 月改訂版）

1. 運営指導

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解、防止のための取り組みの促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアを推進するよう指導する。

2. 報酬請求指導

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・一連のケアマネジメントプロセスにもとづいたサービス提供
- ・他職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているか、ヒアリングにより確認し、不適切な請求の防止とより良いケアへの質の向上を目的とする指導を実施する。

※著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正に確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

《高齢者虐待防止に関する取組について》

近年、マスコミ報道等であるとおりに、高齢者住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）において、入居者に対する虐待行為や重大な事故が明らかになっています。

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
（平成18年4月1日施行）

- 「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋）

- 高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～
- ・ 養介護施設従事者等の研修を実施すること
 - ・ 利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること
 - ・ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること
- 例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第 21 条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに市町村に通報しなければならない**
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、**高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない**

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

※養護者による高齢者虐待については、（資料 1－7）『これって虐待？』をご参照ください。

《全サービス共通》

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- × 居宅介護支援事業所からケアプランを受け取っておらず、口頭の確認のみで介護サービス計画を作成している。
- × ケアプランの内容を確認せず、サービス担当者会議での検討結果をもとに計画を作成し、サービス提供をしていた。
- × 利用者の要請により、ケアプランとは若干内容が異なるサービス提供をしていた（例：訪問介護での入浴介助における全身浴⇒部分浴）。

- ・ ケアプランを確認せずに、介護サービス計画を作成しサービス提供を行っている事例を確認したため、指導しました。
- ・ 事業者は、ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス提供を行わなければなりません。**ケアプランに位置付けられていないサービス提供を行った場合には、介護報酬の請求はできません。実地指導等で確認された場合は、過誤調整等返戻の対象となることがありますので、注意してください。**
- ・ サービス提供の曜日や時間帯の変更等軽微な変更であれば、ケアマネジャーからの指示により事業所でケアプランの手書き修正が可能な場合がありますが、その際には**ケアマネジャーから指示があった旨の記録を残してください。**
- ・ ケアプランにおける短期目標の期間が終了しているが、新しいケアプランの内容を確認しないままサービス提供を継続していた事例も散見されました。短期目標が終了した場合は、早急に居宅介護支援事業所へ連絡を取り、新しいケアプランの内容を確認してください。

自己評価

- × 自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。
- × **基準に関する自己点検シートを確認することで自己評価を実施しているものとしている。**
- × 自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。
- × **利用者にアンケートを実施したが、アンケート結果について分析し、改善を図る等をしておらず、アンケートを取っただけで終了している。**
- × **従業員一人ひとりの評価は行っているが、事業所としての評価を行っていない。**

- ・ 自ら提供しているサービスの質の評価を行っていない事例が確認されたので、チェック表等を活用し、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図るよう指導しました。

- ・自己点検シートを実施することをもって、自己評価を実施しているものとしている事業所が散見されますが、自己点検シートは最低限の基準を守っているに過ぎず、ここで言うサービスの質の評価を行っているとはみなされません。
 - ・自己評価を行うのみに留まり、その結果を踏まえてサービスの質の向上を図っていない事例も散見されました。評価を行うだけではなく、その結果を分析し、サービスの質の向上に繋がる取り組みを行ってください。
 - ・自己評価は方法・書式自由です。札幌市でも書式を用意しています。
- 【参考】
- ・事業所評価 <http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>

運営規程

- ×運営規程に掲げるべき項目が抜けている。
- ×サービスの種別ごとに、それぞれの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていない。

- ・運営規程に「定めておかなければならない」項目（事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、サービス内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、緊急時の対応等）が定められていない事例が確認されたため、定めるよう指導しました。
- ・適正な運営・利用者に対する適切なサービスの提供の確保のために、サービス種別ごとに必要な項目を運営規程に定めることが必要です。

勤務体制の確保等

- ×毎月の勤務表を作成していない。
- ×勤務シフトのみ作成し、勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていない。
- ×基準とは異なる名称の職種を勤務表に表記している（生活相談員を「計画作成責任者」、介護支援専門員を「社会福祉士」等と表記する等）。
- ×派遣職員が利用者に関与する業務に従事しているが、勤務表に記載されていない。
- ×従業者の資質向上のための研修計画を作成していない。また、研修の記録を保存していない。

- ・ 従業者の勤務の体制を定めずに運営している事例が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成する必要があります。**勤務表を作成する際には、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。**※「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。また、「専従」とは原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ・ 研修を実施していますが、研修計画を作成していない事業所や研修の記録を保存していない事業所が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。また、研修を実施したとしても、実施した根拠となる記録がなければ実施の有無を確認できません。そのため、記録を残すことも必要です。
- ・ 研修の実施は一部の加算の算定要件ともなるため、計画的な実施を心がけてください。

衛生管理等

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

- × 事業所の設備、備品、職員の健康状態についての管理や感染症のまん延を防ぐための措置を講じていない。
- × 衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない。

- ・ 衛生管理に関する必要な措置を講じていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態、設備備品の衛生的な管理や、感染症のまん延を防ぐための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ・ 衛生管理マニュアルを策定しているも、職員にマニュアルがあることを周知していない事業所が確認されました。
- ・ **マニュアルを策定しているも、職員がマニュアルの存在を知らなければ、実効性はありません。**本項目に限ったことではありませんが、マニュアルについては全職員に周知するようにしてください。

揭示

× 運営規程（重要事項説明書に記載しなければならない項目の一部が抜けているもの）のみを掲示していた。

× 掲示が必要な重要事項を、職員の事務室内の見えにくい場所に掲示していた。

- ・ 事業者は、事業所内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「勤務の体制」、「その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を掲示する必要があります。
- ・ 掲示が必要な事項については、事務室などの専ら職員が出入りするスペースではなく、玄関等の利用者や家族が見ることのできるスペースに掲示してください。
- ・ 重要事項説明書等が利用者の手で自由に取られる状態になっていれば、必ずしも壁に貼り付ける必要はありません。

秘密保持等

× 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、従業員が退職後においても漏らすことのないよう取り決めをしていない。

× 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の文書同意は得ていたが、利用者家族の文書同意を得ていない。

- ・ 従業員に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後においても漏らすことがないよう取り決めをしていない事例を確認したため、指導しました。
- ・ 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはなりません。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、事業者は従業員とあらかじめ誓約書を取り交わす等必要な措置を講じなければなりません。加えて、雇用時に、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を検討してください。
- ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の文書同意が必要であり、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の文書同意が、あらかじめ必要となります。

そのため、個人情報利用同意書の同意欄は、「利用者」欄と「家族」欄の両方が必要です※「代理人」欄はあくまでも利用者の代理人ですので、「家族」の同意として認められません。

苦情処理

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

×「サービスの提供の記録」には、サービス提供中に利用者から苦情を受けた旨記載されていたにもかかわらず、当該苦情の内容を記録に残していない。

(居宅介護支援、介護予防支援のみ該当)

×ケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情を記録していない。

- ・事業所において苦情を受け付けているにもかかわらず、記録を残していない事例が確認されたので指導しました。
- ・利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、その記録を2年間保存しなければなりません。
- ・居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に関しては、自ら提供した居宅介護支援(介護予防支援)の苦情だけでなく、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス(指定介護予防サービス)等に対する苦情についても同様に、記録・保存をしなければなりません(支援経過記録への記載のみではなく、苦情処理の記録として別途作成し保存する必要があります)。

※苦情はサービスの質を向上するための良い材料となります。苦情には組織として対応してください。会議等で苦情内容を共有することが大切です。

事故発生時の対応

×札幌市へ報告を要する事故があったにもかかわらず、札幌市への事故報告がされていない。

×事故記録について、事故の事実経過、事故の原因分析及び今後の改善策等について記録されていない。

×利用者が服薬すべきタイミングで服薬できなかった事例(服薬漏れ)について、事故報告としての報告がされていない。

- ・札幌市への事故報告を要する事故があったにもかかわらず、事故報告書が提出されていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」の定めに従い、札幌市へ報告すべき事故については、事故報告書を提出しなければなりません。
- ・事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録してください。
- ・服薬漏れも誤薬に含まれるため、事故報告書の提出が必要となります。

記録の整備

× 1年を経過したケアプラン等について、既に廃棄してしまった。

- ・書類ごとに定められている保存期間を守っていなかったため指導しました。
- ・保存期間の定めは次のとおりです。

書類	札幌市条例	厚生労働省令
介護計画	完結の日から2年を経過した日 又は当該記録に係る介護給付が あった日から5年を経過した日 のいずれか遅い日	完結の日から2年を経過した日
サービス提供記録		
市町村への通知に係る記録		
苦情の内容等の記録	完結の日から2年を経過した日	
事故の状況及び処置の記録		

- ・札幌市の条例は、厚生労働省令よりも厳しい基準になっていますのでご注意ください。
- ・**完結の日とは、事業者と利用者の契約が終了した日を指します。**

広告

- × 暗に併設事業所を利用しなければならないと解釈できる表現が記載されている（「併設する訪問介護事業所からヘルパーが派遣されます」等）。
- × サービス提供が受けられる利用者を限定しているかのような記載をしている（「65歳以上の方のみ」等、第2号被保険者を考慮していないなど）。

- ・事業所の広告に虚偽又は誇大なものと受け止められる記載があったため指導しました。
- ・事業所について広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。利用者に不利益となるような記載誤りも虚偽又は誇大と判断する場合があります。
- ・利用者にとって誤解の生じる記載とならないように注意してください。

内容及び手続きの説明及び同意

- × 居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかの重要事項説明書しか作成していない。
- × 重要事項説明書に必要な項目が漏れている。

- ・居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、いずれかの重要事項説明書しか作成していない事例が確認されたので、両方の重要事項説明書（一体となったものでも可）を作成するよう指導しました。

- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制（管理者の兼務関係、職務内容や資格を含む）、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

受給資格等の確認

- × サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。
- × サービスの提供を継続している間に、被保険者証の有効期限が満了したが、更新された被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。

- ・ 利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が確認されたので指導しました。
- ・ 事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。また、被保険者証の確認は、認定更新後にも改めて確認する必要があります。
- ・ 被保険者証については、必ずしも写しを取る必要はありませんが、その場合はいつ確認を行ったのか記録を残すことが必要です。

緊急時等の対応

- （訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援を除く）
- × ケアマネジャーの判断を仰ぐために時間を要し、救急車を呼ぶまでに相当以上の時間が経過していた。
 - × 契約時に利用者の主治の医師（以下、主治医）を確認していない。

- ・ サービス提供時に利用者の病状が急変した場合など、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じてください。
- ・ 緊急時に速やかな対応が可能となるよう契約時に利用者の主治医を確認してください。
- ・ 万が一主治医等を確認し忘れていた等の場合は、マニュアル等に捉われず、速やかに救急車を要請する等の適切な対応をしてください。

【参考】

- ・ 救急車適正利用：<http://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/tekisei.html>
- ・ 救急安心センターさっぽろ：<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq7199/naiyou.html>

【参照】

- ・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・・・札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- △・・・札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ▲・・・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ◇・・・札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

内容及び手続の説明及び同意

- (介護予防) 訪問介護：○第9条、○第284条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問入浴：○第59条（第9条準用）、○第296条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問看護：○第79条（第9条準用）、○第306条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第89条（第9条準用）、○第313条（第9条準用）
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第98条（第9条準用）、○第319条（第9条準用）
- (介護予防) 通所介護：○第113条（第9条準用）、○第120条、○第327条（第9条準用）
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第146条（第9条準用）、○第338条（第9条準用）
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第152条、○第181条（第152条準用）、○第349条（第152条準用）、○357条（第152条準用）
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第204条（第152条準用）、○第216条（第152条準用）、○第369条（第152条準用）、○第376条（第152条準用）
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第221条、○第243条、○第386条（第221条準用）、○第396条（第243条準用）
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第263条（第9条準用）、○第403条（第9条準用）
- 特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第9条準用）、○第413条（第9条準用）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第10条
- 夜間対応型訪問介護：●第60条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第81条（第10条準用）、●第215条（第10条準用）
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第109条（第10条準用）、●第226条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第129条（第10条準用）、●第238条（第10条準用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：●第134条
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第10条準用）
- ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第10条準用）
- 看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第10条準用）

介護老人福祉施設：□第6条、□第54条（第6条準用）

介護老人保健施設：■第6条、■第43条（第6条準用）

介護療養型医療施設：△第7条、△第54条（第7条準用）

居宅介護支援：▲第7条

介護予防支援：◇第7条

受給資格等の確認

（介護予防）訪問介護：○第12条、○第284条（第12条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第59条（第12条準用）、○第296条（第12条準用）

（介護予防）訪問看護：○第79条（第12条準用）、○第306条（第12条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第89条（第12条準用）、○第313条（第12条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第98条（第12条準用）、○第319条（第12条準用）

（介護予防）通所介護：○第113条（第12条準用）、○第131条（第12条準用）、○第327条（第12条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第146条（第12条準用）、○第338条（第12条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第168条（第12条準用）、○第181条（第12条準用）○第349条（第12条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第204条（第12条準用）、○第216条（第12条準用）○第369条（第12条準用）、
○第376条（第12条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第237条（第12条準用）、○第248条（第12条準用）、○第386条（第12条準用）○第396条（第12条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第263条（第12条準用）、○第403条（第12条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第12条準用）、○第413条（第12条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第13条

夜間対応型訪問介護：●第60条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第81条（第13条準用）、●第215条（第13条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第109条（第13条準用）、●第226条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第129条（第13条準用）、●第238条（第13条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第150条（第13条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第13条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第13条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第13条準用）

介護老人福祉施設：□第9条、□第54条（第9条準用）

介護老人保健施設：■第9条、■第53条（第9条準用）

介護療養型医療施設：△第10条、△第54条（第10条準用）

居宅介護支援：▲第10条

介護予防支援：◇第10条

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

(介護予防) 訪問介護：○第 17 条、○第 282 条

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 17 条準用)、○第 296 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 17 条準用)、○第 306 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 17 条準用)、○第 313 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 17 条準用)、○第 319 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 17 条準用)、○第 131 条 (第 17 条準用)、○第 327 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 17 条準用)、○第 338 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 17 条準用)、○第 181 条 (第 17 条準用)、○第 349 条 (第 282 条準用)、
第 357 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 17 条準用)、○第 216 条 (第 17 条準用)、○第 369 条 (第 282 条準用)、
第 376 条 (第 282 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 17 条準用)、○第 403 条 (第 282 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 17 条準用)、○第 413 条 (第 282 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 18 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 18 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 18 条準用)、●第 214 条

自己評価

(介護予防) 訪問介護：○第 23 条、○第 285 条

(介護予防) 訪問入浴：○第 53 条、○第 297 条

(介護予防) 訪問看護：○第 71 条、○第 307 条

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 84 条、○第 314 条

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 94 条、○第 320 条

(介護予防) 通所介護：○第 104 条、○第 131 条 (第 104 条準用)、○第 328 条

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 139 条、○第 339 条

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 155 条、○第 174 条、○第 350 条、○第 359 条 (第 350 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 194 条、○第 209 条、○第 370 条、○第 379 条 (第 370 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 226 条、○第 248 条 (第 226 条準用)、○第 387 条、○第 398 条 (第 387 条
準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 254 条、○第 404 条

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 254 条準用)、○第 414 条

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 24 条

夜間対応型訪問介護：●第 51 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 70 条、●第 216 条

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 92 条、●第 227 条

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 118 条、●第 239 条

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 139 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 159 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 184 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 198 条

介護老人福祉施設：□第 15 条、□第 47 条

介護老人保健施設：■第 15 条、■第 46 条

介護療養型医療施設：△第 16 条、△第 47 条

居宅介護支援：▲第 15 条

介護予防支援：◇第 32 条

緊急時等の対応

(介護予防) 訪問介護：○第 28 条、○第 284 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 55 条、○第 296 条 (第 55 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 76 条、○第 306 条 (第 76 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 28 条準用)、○第 125 条、○第 327 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 28 条準用)、○第 338 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 163 条、○第 181 条 (第 163 条準用) ○第 349 条 (第 163 条準用)、○第 357 条 (第 163 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 55 条準用)、○第 248 条 (第 55 条準用)、○第 386 条 (第 55 条準用)、○第 396 条 (第 55 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 30 条

夜間対応型訪問介護：●第 54 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 54 条準用)、●第 215 条 (第 54 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 100 条、●第 226 条 (第 100 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 100 条準用)、●第 238 条 (第 100 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 100 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 202 条

運営規程

(介護予防) 訪問介護：○第 30 条、○第 284 条 (第 30 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 57 条、○第 296 条 (第 57 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 77 条、○第 306 条 (第 77 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 87 条、○第 313 条 (第 87 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 96 条、○第 319 条 (第 96 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 107 条、○第 127 条、○第 327 条 (第 107 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 143 条、○第 338 条 (第 143 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 164 条、○第 178 条、○第 349 条 (第 164 条準用)、○第 357 条 (第 178 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 201 条、○第 213 条、○第 369 条 (第 201 条準用)、○第 376 条 (第 213 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 232 条、○第 245 条、○第 386 条 (第 232 条準用)、○第 396 条 (第 245 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 257 条、○第 403 条 (第 257 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 257 条準用)、○第 413 条 (第 257 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 32 条

夜間対応型訪問介護：●第 56 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 74 条、●第 215 条 (第 74 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 101 条、●第 226 条 (第 101 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 123 条、●第 238 条 (第 123 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 146 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 170 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 188 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 101 条準用)

介護老人福祉施設：□第 28 条、□第 54 条 (第 28 条準用)

介護老人保健施設：■第 28 条、■第 50 条

介護療養型医療施設：△第 27 条、△第 51 条

居宅介護支援：▲第 21 条

介護予防支援：◇第 20 条

勤務体制の確保等

(介護予防) 訪問介護：○第 32 条、○第 284 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 32 条準用)、○第 296 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 32 条準用)、○第 306 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 32 条準用)、○第 313 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 32 条準用)、○第 319 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 108 条、○第 131 条 (第 108 条準用)、○第 327 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 108 条準用)、○第 338 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 108 条準用)、○第 179 条、○第 349 条 (第 108 条準用)、○第 357 条 (第 179 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 108 条準用)、○第 214 条、○第 369 条 (第 108 条準用)、○第 376 条 (第 214 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 233 条、○第 248 条 (第 233 条準用)、○第 386 条 (第 233 条準用)、○第 396 条 (第 233 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 258 条、○第 263 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項準用）、○第 403 条（第 108 条及び第 258 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項及び第 258 条準用）、○第 413 条（第 108 条及び第 258 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 33 条

夜間対応型訪問介護：●第 57 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 75 条、●第 215 条（第 75 条準用）

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 75 条準用）、●第 226 条（第 75 条準用）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 124 条、●第 238 条（第 124 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 147 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 171 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 189 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 75 条準用）

介護老人福祉施設：□第 29 条、□第 54 条（第 29 条準用）

介護老人保健施設：■第 29 条、■第 51 条

介護療養型医療施設：△第 28 条、△第 52 条

居宅介護支援：▲第 22 条

介護予防支援：◇第 21 条

衛生管理等

(介護予防) 訪問介護：○第 33 条、○第 284 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条（第 33 条準用）、○第 296 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条（第 33 条準用）、○第 306 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 33 条準用）、○第 313 条（第 33 条準用）

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条（第 33 条準用）、○第 319 条（第 33 条準用）

(介護予防) 通所介護：○第 111 条、○第 131 条（第 111 条準用）、○第 327 条（第 111 条準用）

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 144 条、○第 338 条（第 144 条準用）

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条（第 111 条準用）、○第 181 条（第 111 条準用）、○第 349 条（第 111 条準用）、○第 357 条（第 111 条準用）

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条（第 144 条準用）、○第 216 条（第 144 条準用）、○第 369 条（第 144 条準用）、○第 376 条（第 144 条準用）

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 111 条準用）、○第 248 条（第 111 条準用）、○第 386 条（第 111 条準用）、○第 396 条（第 111 条準用）

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 260 条、○第 403 条（第 260 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 33 条準用）、○第 413 条（第 33 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 34 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 34 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 78 条、●第 215 条（第 78 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 78 条準用）、●第 226 条（第 78 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 78 条準用）、●第 238 条（第 78 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 78 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 173 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 173 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 78 条準用）

介護老人福祉施設：□第 32 条、□第 54 条（第 32 条準用）

介護老人保健施設：■第 32 条、■第 53 条（第 32 条準用）

介護療養型医療施設：△第 31 条、△第 54 条（第 31 条準用）

居宅介護支援：▲第 24 条

介護予防支援：◇第 23 条

揭示

（介護予防）訪問介護：○第 34 条、○第 284 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 34 条準用）、○第 296 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 34 条準用）、○第 306 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 34 条準用）、○第 313 条（第 34 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 34 条準用）、○第 319 条（第 34 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 34 条準用）、○第 131 条（第 34 条準用）、○第 327 条（第 34 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 34 条準用）、○第 338 条（第 34 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 34 条準用）、○第 181 条（第 34 条準用）、○第 349 条（第 34 条準用）、
○第 357 条（第 34 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 34 条準用）、○第 216 条（第 34 条準用）、○第 369 条（第 34 条準用）、
○第 376 条（第 34 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 34 条準用）、○第 248 条（第 34 条準用）、○第 386 条（第 34 条準用）、
○第 396 条（第 34 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 261 条、○第 403 条（第 261 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 261 条準用）、○第 413 条（第 261 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 35 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 35 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 35 条準用）、●第 215 条（第 35 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 35 条準用）、●第 226 条（第 35 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 35 条準用）、●第 238 条（第 35 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 35 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 35 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 35 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）

介護老人福祉施設：□第 34 条、□第 54 条（第 34 条準用）

介護老人保健施設：■第 34 条、■第 53 条（第 34 条準用）

介護療養型医療施設：△第 33 条、△第 54 条（第 33 条準用）

居宅介護支援：▲第 25 条

介護予防支援：◇第 24 条

秘密保持等

（介護予防）訪問介護：○第 35 条、○第 284 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 35 条準用）、○第 296 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 35 条準用）、○第 306 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 35 条準用）、○第 313 条（第 35 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 35 条準用）、○第 319 条（第 35 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 35 条準用）、○第 131 条（第 35 条準用）、○第 327 条（第 35 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 35 条準用）、○第 338 条（第 35 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 35 条準用）、○第 181 条（第 35 条準用）、○第 349 条（第 35 条準用）、
○第 357 条（第 35 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 35 条準用）、○第 216 条（第 35 条準用）、○第 369 条（第 35 条準用）、
○第 376 条（第 35 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 35 条準用）、○第 248 条（第 35 条準用）、○第 386 条（第 35 条準用）、
○第 396 条（第 35 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 35 条準用）、○第 403 条（第 35 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 35 条準用）、○第 413 条（第 35 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 36 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 36 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 36 条準用）、●第 215 条（第 36 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 36 条準用）、●第 226 条（第 36 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 36 条準用）、●第 238 条（第 36 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 36 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 175 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 175 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）

介護老人福祉施設：□第 35 条、□第 54 条（第 35 条準用）

介護老人保健施設：■第 35 条、■第 53 条（第 35 条準用）

介護療養型医療施設：△第 34 条、△第 54 条（第 34 条準用）

居宅介護支援：▲第 26 条

介護予防支援：◇第 25 条

広告

（介護予防）訪問介護：○第 36 条、○第 284 条（第 36 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 36 条準用）、○第 296 条（第 36 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 36 条準用）、○第 306 条（第 36 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 36 条準用）、○第 131 条（第 36 条準用）、○第 327 条（第 36 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 36 条準用）、○第 181 条（第 36 条準用）、○第 349 条（第 36 条準用）、
○第 357 条（第 36 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 36 条準用）、○第 248 条（第 36 条準用）、○第 386 条（第 36 条準用）、○第 396 条（第 36 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 36 条準用）、○第 403 条（第 36 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 36 条準用）、○第 413 条（第 36 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 37 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 37 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 37 条準用）、●第 215 条（第 37 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 37 条準用）、●第 226 条（第 37 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 37 条準用）、●第 238 条（第 37 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 37 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 37 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 37 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 37 条準用）

介護老人福祉施設：□第 36 条、□第 54 条（第 36 条準用）

居宅介護支援：▲第 27 条

介護予防支援：◇第 26 条

苦情処理

（介護予防）訪問介護：○第 38 条、○第 284 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 38 条準用）、○第 296 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 38 条準用）、○第 306 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 38 条準用）、○第 313 条（第 38 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 38 条準用）、○第 319 条（第 38 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 38 条準用）、○第 131 条（第 38 条準用）、○第 327 条（第 38 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 38 条準用）、○第 338 条（第 38 条準用）

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 38 条準用)、○第 181 条 (第 38 条準用)、○第 349 条 (第 38 条準用)、
○第 357 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 38 条準用)、○第 216 条 (第 38 条準用)、○第 369 条 (第 38 条準用)、
○第 376 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 38 条準用)、○第 248 条 (第 38 条準用)、○第 386 条 (第 38 条
準用)、○第 396 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 38 条準用)、○第 403 条 (第 38 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 38 条準用)、○第 413 条 (第 38 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 39 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 39 条準用)、●第 215 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 39 条準用)、●第 226 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 39 条準用)、●第 238 条 (第 39 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 39 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 39 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 39 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 39 条準用)

介護老人福祉施設：□第 38 条、□第 54 条 (第 38 条準用)

介護老人保健施設：■第 37 条、■第 53 条 (第 37 条準用)

介護療養型医療施設：△第 36 条、△第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 29 条

介護予防支援：◇第 28 条

会計の区分

(介護予防) 訪問介護：○第 41 条、○第 284 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 41 条準用)、○第 296 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 41 条準用)、○第 306 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 41 条準用)、○第 313 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 41 条準用)、○第 319 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 41 条準用)、○第 131 条 (第 41 条準用)、○第 327 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 41 条準用)、○第 338 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 41 条準用)、○第 181 条 (第 41 条準用)、○第 349 条 (第 41 条準用)、
○第 357 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 41 条準用)、○第 216 条 (第 41 条準用)、○第 369 条 (第 41 条準用)、
○第 376 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 41 条準用)、○第 248 条 (第 41 条準用)、○第 386 条 (第 41 条

準用)、○第 396 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与 : ○第 263 条 (第 41 条準用)、○第 403 条 (第 41 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売 : ○第 276 条 (第 41 条準用)、○第 413 条 (第 41 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 : ●第 42 条

夜間対応型訪問介護 : ●第 60 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護 : ●第 81 条 (第 42 条準用)、●第 215 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 : ●第 109 条 (第 42 条準用)、●第 226 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 : ●第 129 条 (第 42 条準用)、●第 238 条 (第 42 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護 : ●第 150 条 (第 42 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 : ●第 179 条 (第 42 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 : ●第 191 条 (第 42 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護 : ●第 204 条 (第 42 条準用)

介護老人福祉施設 : □第 41 条、□第 54 条 (第 41 条準用)

介護老人保健施設 : ■第 40 条、■第 53 条 (第 40 条準用)

介護療養型医療施設 : △第 39 条、△第 54 条 (第 39 条準用)

居宅介護支援 : ▲第 31 条

介護予防支援 : ◇第 30 条

記録の整備

(介護予防) 訪問介護 : ○第 42 条、○第 284 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 訪問入浴 : ○第 58 条、○第 296 条 (第 58 条準用)

(介護予防) 訪問看護 : ○第 78 条、○第 306 条 (第 78 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション : ○第 88 条、○第 313 条 (第 88 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導 : ○第 97 条、○第 319 条 (第 97 条準用)

(介護予防) 通所介護 : ○第 112 条、○第 130 条、○第 327 条 (第 112 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション : ○第 145 条、○第 338 条 (第 145 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護 : ○第 167 条、○第 181 条 (第 167 条準用)、○第 349 条 (第 167 条準用)、○第 357 条 (第 167 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護 : ○第 203 条、○第 216 条 (第 203 条準用)、○第 369 条 (第 203 条準用)、○第 376 条 (第 203 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 : ○第 236 条、○第 247 条、○第 386 条 (第 236 条準用)、○第 396 条 (第 247 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与 : ○第 262 条、○第 403 条 (第 262 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売 : ○第 275 条、○第 413 条 (第 275 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 : ●第 43 条

夜間対応型訪問介護 : ●第 59 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 80 条、●第 215 条 (第 80 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 108 条、●第 226 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 128 条、●第 238 条 (第 128 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 149 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 178 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 178 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 203 条

介護老人福祉施設：□第 42 条、□第 54 条 (第 42 条準用)

介護老人保健施設：■第 41 条、■第 53 条 (第 41 条準用)

介護療養型医療施設：△第 40 条、△第 54 条 (第 40 条準用)

居宅介護支援：▲第 32 条

介護予防支援：◇第 31 条

平成 28 年度
認知症対応型共同生活介護

集団指導資料

平成 29 年 1 月 20 日（金）

札幌市 保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、認知症対応型共同生活介護に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.27～33 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ “ では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ “ では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
認知症対応型共同生活介護	★ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）	
	◆ 基準省令告示	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
	◇ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0331005号）
介護予防認知症対応型共同生活介護	★ 基準省令	札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第9号）	
	◆ 基準省令告示	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
	◇ 解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用に額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0331005号）

2. 実地指導における主な指摘事項

(1) 人員に関する基準

管理者および計画作成担当者

- × 管理者または計画作成担当者が必要な研修を修了していない。
- × 計画作成担当者を務める介護支援専門員が資格有効期間の更新を行っておらず、資格有効期間が切れた状態で業務を行っていた。
- × 複数ユニットがある事業所で、計画作成担当者が複数のユニットの介護従業者を兼務していた。

- ・ 管理者は「認知症対応型サービス事業管理者研修」、計画作成担当者は「実践者研修」又は「基礎課程」を修了している必要があるため指導しました。
- ・ 介護支援専門員の資格有効期間が切れている場合、無資格者と同じ扱いとなることから指導しました。
- ・ 一方の共同生活住居で計画作成担当者として従事している者は、他方の共同生活住居の業務に従事できないため指導しました。

★基準条例第 111 条第 5 項、第 6 項、第 7 項・第 112 条第 2 項 (◆基準省令第 90 条第 5 項、第 6 項、第 7 項・第 91 条第 2 項)

第 111 条第 5 項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、第 119 条第 3 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。

第 111 条第 6 項 前項の計画作成担当者は、指定地域密着型サービス基準省令第 90 条第 6 項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

第 111 条第 7 項 第 5 項の計画作成担当者のうち、1 人以上は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。

第 112 条第 2 項 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等

として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第91条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

◇解釈通知第3の四の2(1)②、(2)②

(計画作成担当者)

- イ 計画作成担当者は、共同生活住居ごとに置かなければならない。
- ロ 1の共同生活住居を有する事業所にあつては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。
- ハ 2以上の共同生活住居を有する事業所にあつては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。
- ホ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113告示第五号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には、地域密着研修通知2の(1)の②「実践者研修」又は「基礎課程」を指すものである。

(管理者)

管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113号告示第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。

(2) 運営に関する基準

地域との連携等

- ×運営推進会議について年2回しか開催していない。
- ×夏祭りの開催をもって、運営推進会議の実施としていた。

・運営推進会議は概ね2月に1回以上、開催してください。
・運営推進会議は、事業所の活動状況の報告を行い、会議参加者から評価、要望や助言等を聴く場です。行事の前後でも構わないので、**会議**として開催してください。

★基準条例第 129 条（第 79 条準用（第 5 項目を除く））

（◆基準省令第 108 条（第 85 条準用））

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

◇解釈通知第 3 の五の 4（12）（第 3 の四の 4（17）準用）

運営推進会議は、指定認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。

認知症対応型共同生活介護計画の作成

× 認知症対応型共同生活介護計画の同意日が計画期間初日から、大幅に遅れている。

× 認知症対応型共同生活介護計画の同意者が、利用者本人ではなく代筆者の氏名になっている。

- ・ 認知症対応型共同生活介護計画の同意は**事前**に得る必要があることから指導しました。
- ・ 認知症対応型共同生活介護計画は**利用者の同意**を得る必要があることから指導しました。

★基準条例第 119 条第 4 項（◆基準省令第 98 条）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

◇解釈通知第 3 の五の 4（5）②

認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、

当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

医療連携体制加算

× 訪問看護ステーションの看護師と契約をしているが、月2回しか訪問していなかった。

・ 少なくとも週1回の訪問頻度を確保するとともに、訪問した内容を記録する必要があることから指導しました。

◇ 解釈通知第2の6(7)

医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して指定認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、

- ① 利用者の状態の判断や、指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師では本加算は認められない。
- ② 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
- ③ 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
 - ・ 利用者に対する日常的な健康管理
 - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
 - ・ 看取りに関する指針の整備等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、などが考えられる。

また、医療連携加算算定時には、契約を結んだ上で訪問看護ステーションを利用することが可能となったが、急性増悪時等においては、診療報酬の算定要件に合致すれば、医療保険による訪問看護が利用可能であることについては、これまでと変わらないものである。

人員基準欠如

- ×管理者または計画作成担当者が必要な研修を修了していない。
- ×介護支援専門員の資格有効期間の更新を行っておらず、介護支援専門員としての資格を有しないまま計画作成業務を行い、事業所の計画作成担当者に介護支援専門員資格を有する者がいない状況であった。

- ・管理者は「認知症対応型サービス事業管理者研修」、計画作成担当者は「実践者研修」又は「基礎課程」を修了している必要があるため指導しました。
- ・介護支援専門員の資格有効期間が切れている場合、無資格者と同じ扱いとなることから指導しました。

◇解釈通知第2の1(8)

- ① 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、当該事業所又は施設の職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。
- ③ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - イ 人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、
 - ロ 一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。
 - ハ 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成

十八年厚生労働省令第三十四号)第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者及び同規則第九十条第一項に規定する介護従業者は前記イ及びロにより取り扱うこととする。

- ④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員を、指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととする。
- ⑤ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、平成 27 年度及び平成 28 年度に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

事故報告

・事業所内で事故又はヒヤリ・ハットの案件が発生した際、当該案件の発生から 1 週間再発防止のための取組みを継続するとともに、その実施状況を毎日記録に残すルールを設け

ていた。

研修の実施

・内部研修において、研修を欠席した従業者についても必ず研修資料に目を通させ、管理者に研修報告書を提出させている。

避難訓練の実施

・消防署立ち会いの避難訓練のほか、自主的に毎月避難訓練を実施していた。

サービス内容の確認

・個々の介護計画に記載されたサービス内容についてチェック表を作成し、達成されたか毎日チェックし、月ごとの集計表も作成している。

平成 28 年度
福祉用具貸与・特定福祉用具販売

集团指導資料

平成 29 年 1 月 20 日（金）

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

1. 根拠法令等

実地指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下表のとおりです。

基準条例・・・・・・・・・・ P.36～40 では、★印で記載しています。

基準省令・告示・・・・・・ 〃 では、◆印で記載しています。

解釈通知・・・・・・・・・・ 〃 では、◇印で記載しています。

サービス		人員・設備・運営基準	報酬算定
居宅サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年厚生省告示第36号）
介護予防サービス	★ 基準省令	札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年札幌市条例第8号）	
	◆ 基準省令告示	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護よぼうのための効果的な支援の方法に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
	◇ 解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

2. 主な指摘事項

(1) 人員に関する基準

勤務体制の確保等

× 勤務実績を確認することのできる記録が整備されていない。

・ 勤務実績表を整備していない事業所があったことから指導しました。

★ 基準条例第 265 条（販売は第 276 条）

◆ 基準省令第 205 条（販売は第 216 条（いずれも第 101 条準用））

- ・ 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

◇ 解釈通知第 3 の十一の (8) ②（販売は第 3 の十二の 3 の (6) ②）

- イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

福祉用具専門相談員の資格要件

福祉用具専門相談員は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県が行う研修若しくは都道府県知事が指定するものが行う研修の修了者のいずれかである必要があります。

平成 27 年 3 月以前、福祉用具専門相談員として認められていた養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）は、経過措置として平成 28 年 3 月 31 日まで引き続き貸与・販売業務に従事することが可能でしたが、平成 28 年 4 月 1 日以降は貸与・販売業務に従事することができなくなっていますので注意してください。

(2) 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意

× 指定特定福祉用具販売の重要事項説明書が作成されていなかった。

・ 特定福祉用具販売の提供開始時に、重要事項を記した文書を交付して説明を行う必要があることから指導しました。

★基準条例第 276 条（第 9 条準用）

（◆基準省令第 216 条（第 8 条準用））

- 1 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 276 条において準用する第 257 条の規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

◇解釈通知第 3 の十二の 3（1）

居宅基準第 8 条は、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定特定福祉用具販売の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

福祉用具貸与（販売）計画の作成

- ×福祉用具貸与計画の同意日が、計画期間初日から大幅に遅れている。
- ×福祉用具貸与計画の同意署名が、利用者本人ではなく代筆者の氏名になっている。
- ×福祉用具貸与利用中に、指定特定福祉用具販売の利用があった際、指定特定福祉用具販売計画を貸与計画と別に作成している。

- ・福祉用具貸与計画の同意は事前に得る必要があることから指導しました。
- ・福祉用具貸与計画の同意は利用者本人の同意を得る必要があることから指導しました。
- ・特定福祉用具販売計画を作成する際、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と一体のものとして作成する必要があることから指導しました。

★基準条例第 256 条（販売は第 274 条）（◆基準省令第 199 条の 2（販売は第 214 条の 2））

- 1 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第 274 条第 1 項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、その実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項の福祉用具貸与計画の変更について準用する。

◇解釈通知第3の十一の1(3)⑤

- イ 居宅基準第199条の2第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。
- ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。
なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

衛生管理等

×消毒と保管を業者へ委託しているが、委託事業者の実施状況について定期的な確認を行っていなかった。

・委託事業者の消毒と保管状況について定期的な確認（少なくとも年1回程度）のうえ記録を残す必要があることから指導しました。

★基準条例第 260 条（販売は第 276 条（第 260 条準用））

（◆基準省令第 203 条（販売は第 216 条（第 31 条準用））

- 1 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

◇解釈通知第 3 の十一の 3（6）

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

② 第 3 項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

イ 当該委託等の範囲

ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業員により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）

が居宅基準第13章第4節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

- ③ 指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。
- ④ 指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならない。
- ⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準第 204 条の 2 第 2 項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を 2 年間保存しなければならない。

3. 各事業所における好事例

ここに示す事例は、平成 27 年度及び平成 28 年度に実地指導を実施した事業所で確認された、介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例の一部です。これらの好事例を参考に、各事業所においても、介護サービスの質の向上の取り組みをお願いいたします。

福祉用具専門相談員指定講習について

・福祉用具専門相談員に急な離職が発生した場合に備え、余分に講習修了者を配置している。